7　知的財産専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～14　（略）

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十三条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官二人、野菜調整官一人及び技術専門官一人を置く。

2～8　（略）

（企画官、生産専門官及び有機農業推進調整官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官、生産専門官及び有機農業推進調整官それぞれ一人を置く。

2　（略）

3　生産専門官は、農業環境対策課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　有機農業推進調整官は、有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）第二条に規定する有機農業をいう。）の推進に関する重要事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（畜産総合推進室並びに企画官、畜産専門官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官四人、畜産専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～6　（略）

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官及び多面的機能支払専門官）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官及び多面的機能支払専門官それぞれ一人を置く。

2～6　（略）

7　多面的機能支払専門官は、農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（動物用医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官）

第百三十三条　企画連絡室に、動物用医薬品審査官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医薬品専門官三人及び病原微生物管理専門官一人を置く。

2～5　（略）

（農政調整官及びスマート農業技術活用促進専門官）

第百八十七条の六　環境・技術課に、農政調整官一人及びスマート農業技術活用促進専門官二人を置く。

2　（略）

3　スマート農業技術活用促進専門官は、命を受けて、スマート農業技術等の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7　知的財産専門官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8～14　（略）

（園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官、野菜調整官及び技術専門官）

第三十三条　園芸作物課に、園芸流通加工対策室及び花き産業・施設園芸振興室並びに生産専門官三人、野菜調整官一人及び技術専門官一人を置く。

2～8　（略）

（企画官及び生産専門官）

第三十八条　農業環境対策課に、企画官一人及び生産専門官二人を置く。

2　（略）

3　生産専門官は、命を受けて、農業環境対策課の所掌事務に関し農産局長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（新設）

（畜産総合推進室並びに企画官、畜産専門官及び国際専門官）

第三十九条　総務課に、畜産総合推進室並びに企画官三人、畜産専門官一人及び国際専門官一人を置く。

2～6　（略）

（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官）

第六十二条　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

（動物用医薬品審査官、動物用医療機器審査官、動物用医薬品専門官及び病原微生物管理専門官）

第百三十三条　企画連絡室に、動物用医薬品審査官三人、動物用医療機器審査官一人、動物用医薬品専門官二人及び病原微生物管理専門官一人を置く。

2～5　（略）

（農政調整官）

第百八十七条の六　環境・技術課に、農政調整官一人を置く。

2　（略）

（新設）